

よりよい環境を未来につなぐために

令和4年6月

井戸の設置及び地下水採取のしおり

— 許可申請等の手続きと規制について —

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例
ふるさと石川の環境を守り育てる条例

金 沢 市

1. 本市条例の目的

地下水位の低下に伴う地盤の沈下等が深刻化することを未然に防止するため、井戸の設置許可等に関する事項を定めています。

2. 地盤沈下とは

地盤沈下は、地下水を短時間に集中して揚水した結果、地下水位が急低下し、帯水層の上下にある粘土層の中の地下水が絞り出されるために、粘土層が脱水圧密して地表面が低下する現象です。

粘土層はいったん収縮すると元に戻りにくい性質があるため、地下水位が回復しても沈下した地盤はなかなか回復しません。そのため、環境基本法においては、大気汚染や水質汚濁等と同様に、公害の一つとされています。

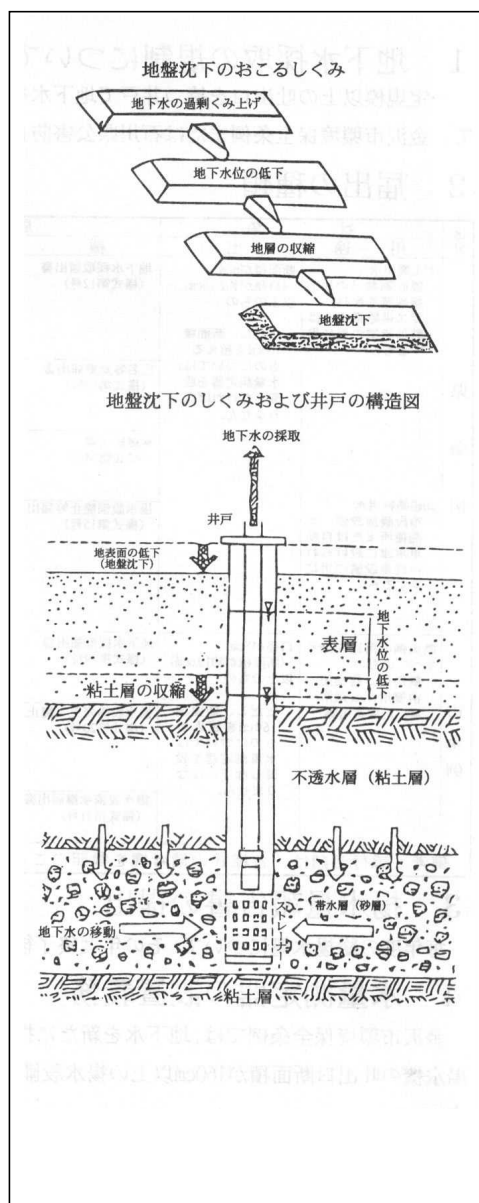
3. 条例の対象となる井戸

動力を用いて地下水(温泉を除く)を採取する施設で、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超えるもの。

(参考)

吐出口の口径と断面積の関係

口径		断面積	口径		断面積
mm	インチ	cm ²	mm	インチ	cm ²
25	1	4.91	80	3	50.27
32	1 1/4	8.04	90	3 1/2	63.62
40	1 1/2	12.57	100	4	78.54
50	2	19.63	125	5	122.72
65	2 1/2	33.18	150	6	176.71



4. 井戸の設置や変更の許可について

揚水機の吐出口断面積が6 cm²を超える井戸を設置しようとするもの、又は許可を受けた井戸を変更するものは、「金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例」に基づき、許可を受ける必要があります。なお、消雪を目的とする井戸を新規に設置することは原則できません。

(1) 井戸の設置

対 象	申請書	期限	提出 部数	申請先
○揚水機の吐出口断面積の合計が6 cm ² を超える井戸を設置するもの (全ての用途)	井戸設置許可申請書 (様式第1号)	設置工事着手前まで * 許可を受けるまで設置はできません。	2部	金沢市環境政策課

* 一つの井戸に複数の揚水機がある場合は、各揚水機の吐出口断面積の合計で判断します。

(2) 井戸の変更

対 象	申請書	期限	提出 部数	申請又は 届出先
○許可を受けた井戸で以下の変更を行うもの (全ての用途) ・用途の変更 ・揚水機の変更で吐出口断面積(口径)、又は原動機の定格出力が増大するもの ・採取計画の変更で採取量が増大するもの	井戸変更許可申請書 (様式第2号)	変更工事着手前まで * 許可を受けるまで変更はできません。	2部	金沢市環境政策課
* ただし、以下の変更は【軽微な変更】となり、届出が必要となります。 (許可を受ける必要はありません)				
【軽微な変更】 ・揚水機の変更で吐出口断面積(口径)、又は原動機の定格出力が増大しないもの ・揚水機の種類及び吐出量の変更 ・採取計画の変更で採取量が増大しないもの ・井戸の工事の着手及び完了予定日の変更 ・井戸の深さの変更 ・水量測定器の種類の変更	井戸変更届出書 (様式第3号)	軽微な変更のあった日から30日以内	1部	

* 設置及び変更許可の審査に時間がかかる場合があるため、できるだけ早めに申請してください。

5. その他の届出

以下の行為を行う場合には、「金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例」、又は「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく届出が必要です。

区分	対象		届出			
	用途	要件	種類	期間	提出部数	届出先
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	(1) <u>工業用水</u> ↓ 製造業（部品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するもの	・井戸設置後、地下水を採取する場合	地下水採取届出書 (様式第14号)	地下水の採取を開始する前まで	3部	金沢市環境政策課
		・井戸のストレーナ位置を浅くし、又は吐出口断面積を大きくする場合	揚水設備の構造図 (様式第13号)	ストレーナ位置を浅くし、又は吐出口断面積を大きくする前まで		
		・届出者の氏名、名称、住所に変更があった場合	氏名変更等届出書 (様式第15号)	変更のあった日から30日以内		
		・届出者の地位を承継（譲り受け、借受、相続、合併）した場合	承継届出書 (様式第16号)	承継のあった日から30日以内		
	(2) <u>建築物用水</u> ↓ 冷暖房設備、水洗便所又は自動車車庫に設けられた洗車設備の用に供するもの	・井戸を廃止した場合 ・揚水機を動力によらないものとした場合	揚水設備廃止等届出書 (様式第17号) 及び 「金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例」に基づく井戸廃止届出書 (様式第5号)	廃止のあった日から30日以内	3部	
		・揚水機の吐出口断面積の合計を6cm ² 以下とした場合			1部	
		・水量測定器を設置した場合	水量測定器設置届出書 (様式第18号)	設置後すみやかに	3部	
		・対象年度（4月～翌年3月）の地下水採取量の合計が40万m ³ を超えた場合	地下水使用合理化計画書 (様式第21号)	対象年度終了後1ヶ月以内	3部	

区分	対象		届出			
	用途	要件	種類	期間	提出部数	届出先
金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例	(3) (1)及び(2)以外の用途 ↓ 飲料用、農業用、公衆浴場用、洗濯用、消雪用等	・井戸設置後、地下水を採取する場合	地下水採取届出書 (様式第6号)	採取を開始した日から30日以内	1部	金沢市環境政策課
		・届出者の氏名、名称、住所に変更があった場合	井戸変更届出書 (様式第3号)	変更のあった日から30日以内		
		・届出者の地位を承継(譲り受け、借受、相続、合併)した場合	井戸承継届出書 (様式第4号)	承継のあった日から30日以内		
		・井戸を廃止した場合 ・揚水機を動力によらないものとした場合 ・揚水機の吐出口断面積の合計を6cm ² 以下とした場合	井戸廃止届出書 (様式第5号)	廃止のあった日から30日以内		

6. 水量測定器の設置義務

井戸に設置されている揚水機の吐出口断面積が以下に該当する場合は、水量測定器の設置が義務づけられています。

井戸の用途	揚水機の吐出口断面積の合計
(1) 消雪用以外	50 cm ² を超えるもの *ただし、160cm ² 以下の場合は積算時間計でも可
(2) 消雪用(工業用水、又は建築物用水で、その一部を消雪用として使用する場合も含む)	6 cm ² を超えるもの (工業用水、又は建築物用水で、その一部を消雪用として使用する場合は、消雪ラインに水量測定器を設置する必要があります。)

*条例施行前(平成21年4月1日以前)に設置された井戸で、水量測定器が設置されていない場合は、揚水機の更新時に水量測定器を設置する必要があります。

*水量測定器とは、接線流羽根車式水道メーター、軸流羽根車式水道メーター、電磁式水道メーター、又はこれらと同等以上の能力を有するものを言います。

7. 揚水量の報告義務

許可を受けた井戸を設置している者は、採取量の測定を行い4月～翌年3月までの1年間の測定結果を報告しなければいけません。

井戸の用途	報告書	期間	報告先
(1) 用途が工業用水、又は建築物用水で揚水機の吐出口断面積の合計が50cm ² を超えるもの	「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく、地下水採取量報告書（様式第20号）	対象年度終了後1ヶ月以内（毎年4月末までに）	金沢市環境政策課
(2) (1)以外のもの	「金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例」に基づく、地下水採取量報告書（様式第7号）		

8. 申請等の手続き

申請書等は金沢市環境政策課（金沢市柿木島1番1号）へ提出してください。

申請書等の用紙は、金沢市環境政策課へ取りに来ていただくか、金沢市ホームページ「申請書ダウンロード」から取得してください。

9. 罰則

許可申請及び各種届出違反に対しては、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例、ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づく罰則が適用されることがあります。

問い合わせ先

金沢市環境局環境政策課

〒920-8577 金沢市柿木島1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

○届出書ダウンロード

[金沢市ホームページ](#)>[申請書ダウンロード](#)>[事業者向けの申請書](#)>[産業・ビジネスに関する申請書](#)>[環境](#)>[環境保全に関すること](#)>[申請書ダウンロード](#)>[地下水関連](#)